

社会福祉法人大山崎町社会福祉協議会
大山崎町地域包括支援センター
(指定介護予防支援及び指定介護予防ケアマネジメント
[第1号介護予防支援事業所]) 運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大山崎町社会福祉協議会（以下、「本会」という）が設置する大山崎町地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う事業及び指定介護予防ケアマネジメント[第1号介護予防支援事業所]（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営等に関する事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、センターの保健師等、介護支援専門員、社会福祉士、その他従事者（以下「担当職員」という。）事業に関する知識を有する職員が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービスが特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者」という。）に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては、大山崎町、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の事業事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

6 上記のほか、「大山崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成 27 年大山崎町条例第 6 号。以下「条例」という。)に定める内容を遵守するものとする。

(センターの名称等)

第 4 条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大山崎町地域包括支援センター
- (2) 所在地 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字百々 1 0 番地の 2
(大山崎町社会福祉協議会内)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 (常勤兼務)
管理者は、センターの担当職員その他の従業者の管理、事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、指揮命令等を一元的に行うものとする。
- (2) 担当職員
 - 保健師 1 名以上 (常勤)
 - 主任介護支援専門員 1 名以上 (常勤)
 - 社会福祉士 1 名以上 (常勤)
 - 保健師・介護支援専門員・社会福祉士のいずれかの資格を有する担当職員
1 名以上 (非常勤)

担当職員は、事業の提供に当たる。

2 管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業者であるセンターの職務に従事することができるものとする。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までの各日とする。(ただし、国民の祝日に関する法律 [昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号]に規定する休日及び 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3

日までを除く。)ただし、土曜日は、来所及び電話による対応とする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 前号に定めるほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(事業の提供方法、内容)

第7条 センターは、条例第30条(指定介護予防支援の基本取扱方針)に基づき実施する。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無しとする。

2 利用者の希望に応じて「介護予防支援サービス計画」及びその実施状況に関する書類等を交付する場合は、複写に要する費用の実費を徴収する。

3 前項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大山崎町とする。

(事故発生時における対応)

第10条 担当職員は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、大山崎町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(ハラスメント対策について)

第11条 適切な事業提供を確保する観点から、センターにおいて行われる性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための対策について必要な措置を講じる。

2 前項における必要な措置については、本会ハラスメントの防止に関する規程に準じるものとする。

(苦情処理)

第12条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、迅速

かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、当該苦情の内容等を記録するものとする。

2 センターは、提供した事業に関し、介護保険法第 23 条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該町からの質問若しくは照会に応じ、及び町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 センターは、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 センターは、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、センターでのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(秘密の保持)

第 14 条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待の防止)

第 15 条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 センターは、サービス提供中に、当該センター職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、町に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第16条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第17条 センターは、センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1） センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

（2） センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3） センターにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（その他運営に関する留意事項）

第18条 事業の社会的使命を充分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2 センターは、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

3 センターは、センターの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示、もしくはセンターに備え付け、これをいつでも関係者が自由に閲覧できるようにする。

4 センターは事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に事業の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は大山崎町、大山崎町社会福祉協議会との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する